

1 計画策定の背景・趣旨

地域福祉を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し単身高齢世帯が増加する中、家庭や地域の繋がりが希薄になるなど、大きく変化しており、地域の福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

市は、これまでも高齢者、障がいのある方、子どもなど、様々な方を対象に、子育てや保健、生活困窮など、幅広く福祉の取組を進めてきたところですが、各分野ごとの取組だけでは、すべてに対応することの難しいケースが増加する可能性が各所で取り上げられています。

80代の親が50代のひきこもりの子どもを養う8050問題や、介護と育児を同時に行わなければならないダブルケアをはじめ、障がいのある子を養う親が自分亡き後の子どもの支え手が見つからない親亡き後問題、家庭内で行われる配偶者への暴力、子を育てるべき親が養育を放棄するなどの児童虐待、支援が必要な人が必要な支援を自ら求めようとしないなど、今、地域の福祉が抱える問題は枚挙にいとまがありません。

これらの背景には、核家族化の進行や家族関係・近隣関係の希薄化などが原因の一つと言われて久しいですが、福祉の問題の解決は、単に制度の拡充だけでは成しえない難しさがあります。

課題の解決に向けては、官民間問わず多様な機関が幅広い視点を持ちながら取組を進めることが大切ですが、地域に暮らす人々自身が、身の回りの問題を意識し、解決への道を考えることが大切です。

向こう三軒両隣と言った言葉に表されるご近所づきあいは、地域に暮らす人々が互いを意識し、気遣うところにその良さがあり、互いを支え合う共助・互助の取組です。

自助、共助、公助、互助。

この言葉は、誰かに強制されるものではなく、私たちが、暮らしの中で自然に身につけ、生活の中に溶け込み、実践していたはずの言葉です。人と人との距離がつかみにくくなった現代社会にこそ、地域での生活を暮らしやすくするため、この言葉を「心のありよう」として、私たちは再度心に留め置く必要があります。

国においては、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」(※1)の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな福祉施策が進められています。

本市においては、平成25年に「登別市ぬくもりある福祉基本条例」を制定するとともに、平成25年度から平成27年度までを計画期間とする「登別市地域福祉計画」を策定し、市(行政)、市民、事業者等がそれぞれの役割に応じて、普段の生活の中で行われている支え合い・助け合いの一環として、地域における様々な生活課題の解決に向けて取り組むことのできる事柄を整理し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域社会づくり」を進めてきました。平成28年には、これまでの取組の方向性を継承しつつ計画の見直しを行い、平成28年度から平成32(令和2)年度までを計画期間とする「(第2期)登別市地域福祉計画」を策定し、引き続き地域全体で連携を図りながら取組を進めてきたところです。

また、本市の地域福祉を強力に推進するためには、社会福祉法人登別市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定する「市民力」が結集した「登別市地域福祉実践計画『きずな』」(※2)(以下、「きずな計画」という。)と連携することが必要不可欠であり、互いに「車の両輪」として、これまで両計画の施策の方向性と計画期間を一致させながら取組を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の交流や見守り、生きがいづくりを目的として実施されてきた地域福祉活動にも影響が及んでいます。令和2年度は、新たな両計画の策定年度でありましたが、特にきずな計画の策定において最も重要な策定プロセスである市民による協議・対話を前提とした計画の策定活動を行うことが困難となり、計画期間を1年延長したことを受け、第2期登別市地域福祉計画についても計画期間を1年延長することとなりました。

このような背景の下、本市における地域福祉を取り巻く変化や新たな福祉ニーズに対応した取組を一層充実させていくため、国の動向も踏まえ新たな計画として、「(第3期)登別市地域福祉計画」を策定するものです。

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

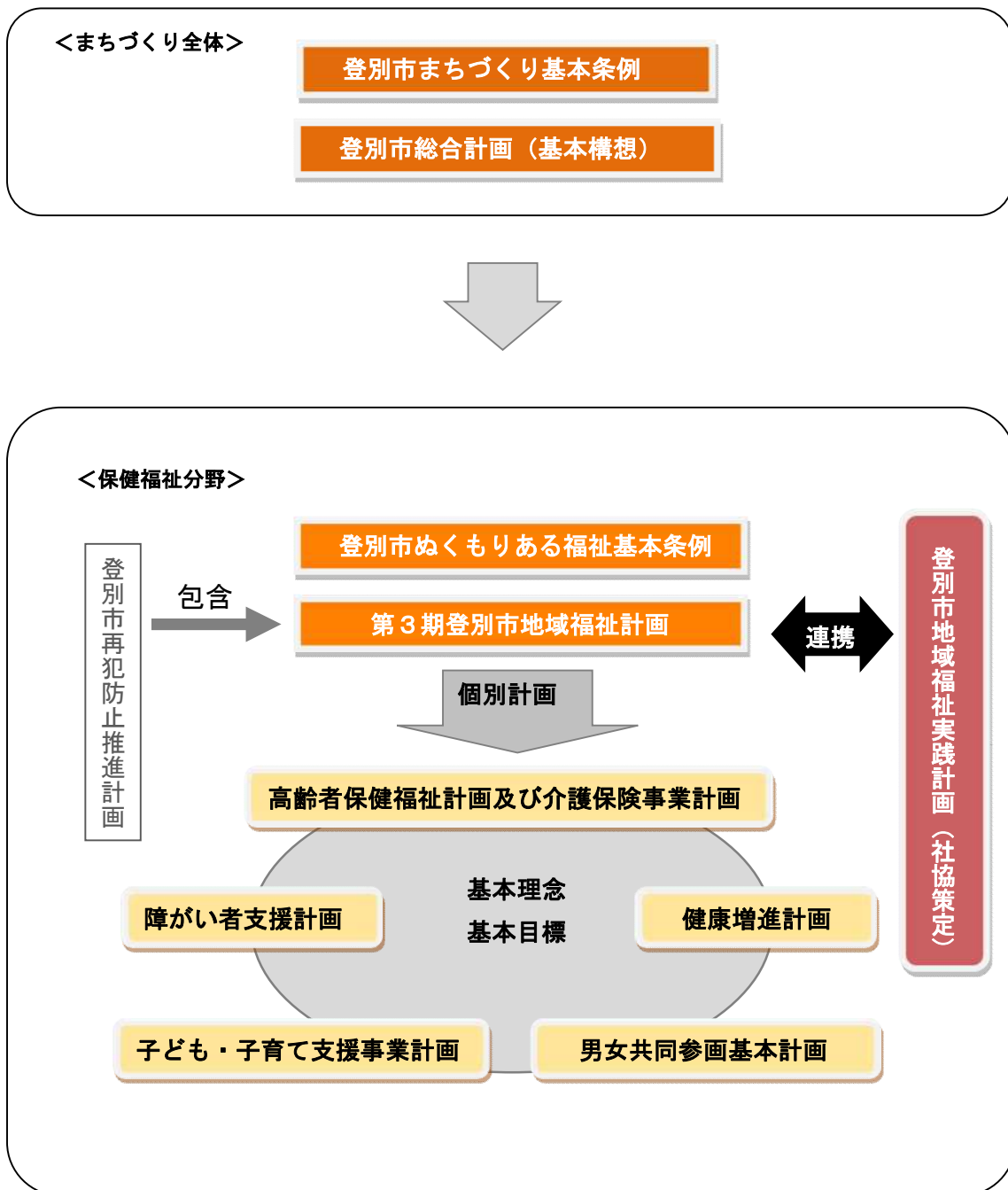
※2 登別市地域福祉実践計画(愛称「きずな」)

社協が策定・実施する全市的な取組をまとめた全市計画と、市内8小学校区ごとの取組をまとめた小学校区計画からなる5か年の計画。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、「登別市総合計画」を上位計画とし、登別市まちづくり基本条例の理念に基づく保健福祉分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付ける計画とします。

図1 計画の位置づけ



また、社協が策定・実施する「きずな計画」と連携して、互いに車の両輪として地域福祉を推進する計画とします。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地方再犯防止推進計画」として登別市再犯防止推進計画を包含します。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする5か年計画です。

図2 計画の期間

計 画	2016年度～2020年度 (平成28年度～令和2年度)	～2021年度 (～令和3年度)	2022年度～2026年度 (令和4年度～令和8年度)
登別市 地域福祉計画	第2期計画	1年延長	第3期計画
きずな計画 (社協)	第3期計画	1年延長	第4期計画

※第2期登別市地域福祉計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第3期きずな計画とともに計画期間を1年延長し、最終年度を令和3年度としました。

4 計画の策定体制

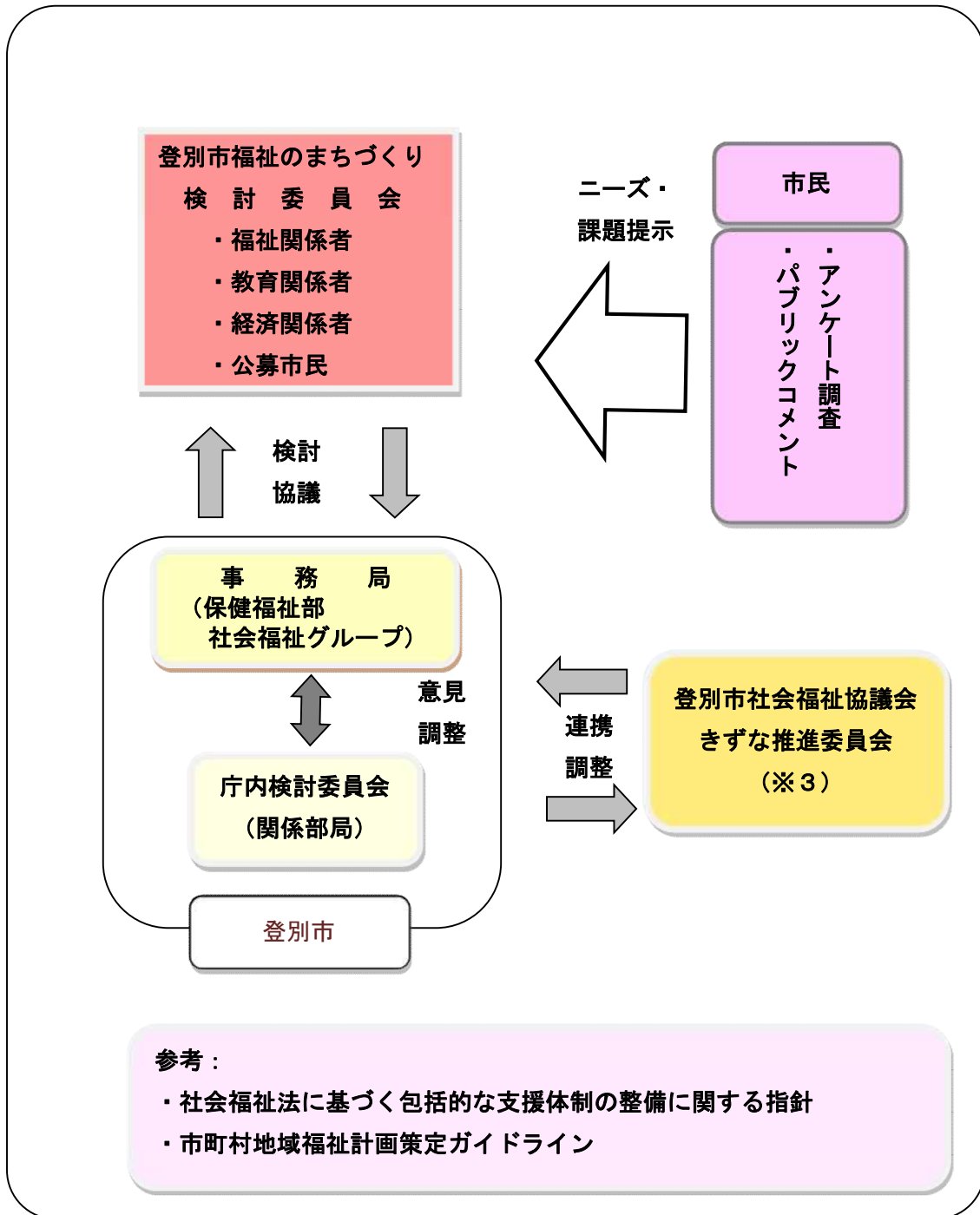
(1) 登別市福祉のまちづくり検討委員会

計画策定に当たっては、地域福祉そのものが、地域住民の主体的な参加を大前提としたものであることから、『住民参加による策定プロセス』を重要視し、地域福祉の推進に向け中心的な役割を担う地域住民や町内会等役員、民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係者、教育関係者、経済関係者による総合的な体制である「登別市福祉のまちづくり検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を開催し、地域福祉についての現状や課題について意見交換し、課題解決に向けた取組をどのように計画に結びつけるか検討・議論を行いました。

(2) 登別市地域福祉計画庁内検討委員会

横断的な連携体制の整備を見据え、庁内関係部署の実務に基づく意見を聴取するとともに、各個別計画との整合を図るため、「登別市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置し、各種制度や各部局における取組の現状などについての意見聴取・議論を行いました。

図3 計画の策定体制



※3 きずな推進委員会

市内8小学校区に設置されている校区推進委員会と、ボランティア団体や地域包括支援センターなどの専門職により構成されている専門委員会とで組織されている、社協が設置する委員会。



[第4回登別市福祉のまちづくり検討委員会の様子]

(3) 各種資料の活用

地域生活課題（※4）の把握や、地域福祉推進のための協働体制の検討などに当たり、各種資料や他の福祉関連計画において実施したアンケート調査結果を分析し、活用しました。

(4) 市民ニーズアンケート調査

登別市の地域福祉に関する課題や、市民の意見などを把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

※アンケート集計結果等について、数値は小数点第2位で四捨五入しているため、各比率の合計値が100%にならない場合があります。

①実施対象 登別市内在住の20歳以上の男女 3,000名

②必要標本数の算定

ア 必要標本数の算定

統計上必要な標本数（回答数）を次により求めました。

※4 地域生活課題

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

$$\text{必要回答数} \geq \frac{N}{\left(\frac{e}{k}\right)^2 \frac{N-1}{P(1-P)} + 1}$$

N（母集団） 調査の対象となるものの全体の数。本調査では20歳以上の登録市民全員を対象としていることから、20歳以上の市民の人数としました。

N = 46,362人（住民基本台帳人口）－6,751人（0～19歳の人口）＝39,611人（令和3年6月末値）

e（標本誤差） 調査対象となる39,611人全員に調査することはできないので、人数をしばって調査をします。こうして抽出された調査人数を「標本」と呼びます。標本の回答は、実際の調査対象と一致しませんが、この誤差の指標の一つとして「標本誤差」というものがあります。一般的に、政府などが行う世論調査などでは、標本誤差を3%程度としていることから、調査人数算定においては、標本誤差を3%と設定しました。

k（信頼率） 区間推定において、ある確率（信頼係数）のもとで母数がある区間に含まれると推定された区間のこと。95%信頼区間とは、今回の調査を100回繰り返した結果が95回くらいは平均の結果内に含まれるということです。ここでは信頼率を95%とし、それに対応する係数k = 1.96を用いました。

P（母比率） 母集団におけるある条件を満たす対象の比率。予測が困難な場合は50%とすると最も安全なサンプルサイズを求めることができることから、本調査における母比率も50%としました。

これにより計算すると、統計上必要と判断される標本数は1,039人以上となります。

イ 調査対象者数の算定

アで求めた必要な標本数1,039人を確保するため、調査人数を次により求めました。

$$\text{調査人数} \geq \text{必要な標本数} 1,039 \text{人} \div \text{回収率（見込み）}$$

回収率（見込み）は、前回の調査の回収率から、48.3%として算定しました。これにより、調査人数は2,152人以上となりますが、本調査では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況を受け、より多くの市民のご意見を参考とするため、調査人数を3,000人としました。

回答率が34.7%以上であれば必要な回答数1,039件を確保できることとなります。

③調査対象の抽出方法 令和3年6月末時点の住民基本台帳から、20歳以上の市民を無作為に抽出しました。

④調査方法 郵送による配布・回収を行いました。

⑤調査期間 令和3年7月22日 ～ 令和3年8月11日

⑥調査項目 「回答者自身のことについて」、「地域に対する日頃の思いなどについて」、「福祉に対する認識について」、「再犯防止について」、「新型コロナウイルス感染症について」、「福祉の未来像について」の大きく6項目に分けて調査しました。

⑦回答状況 配付数 3,000 件
回収数 1,147 件
回収率 38.23 %

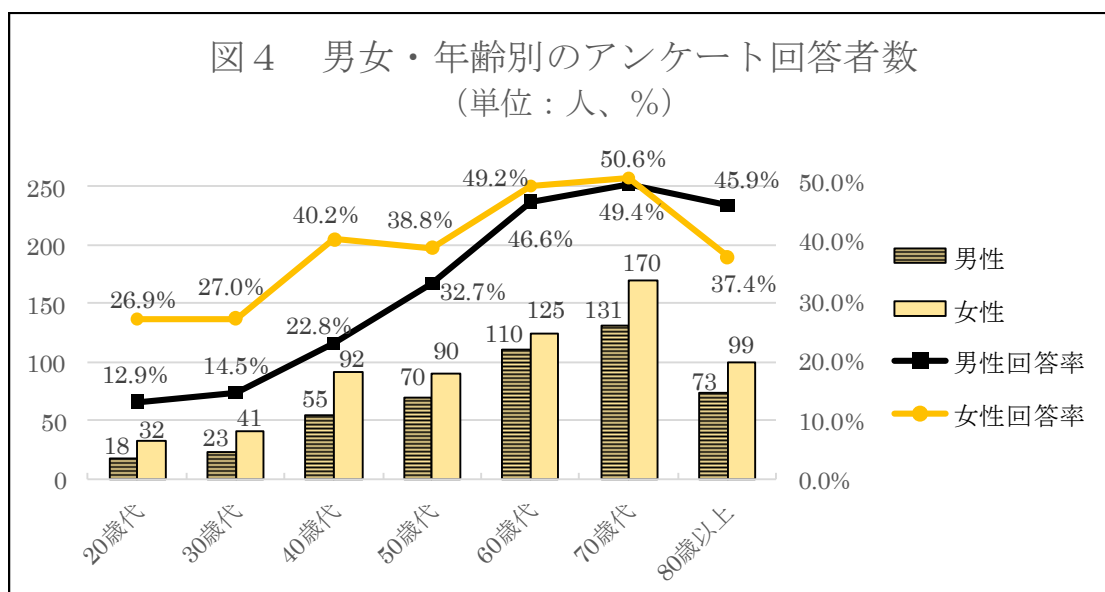
⑧アンケートに関する地域の区分

地域の区分は、地域に密着した日常生活が行われている小学校区とし、「きずな計画」における推進圏域との整合を図りました。

小学校区名	該当地域
登別小学校区	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、札内町381番地
幌別東小学校区	幌別町、幸町、新栄町
幌別小学校区	中央町、常盤町、千歳町、来馬町、札内町
幌別西小学校区	富士町、新川町、片倉町、柏木町、川上町、鉱山町
青葉小学校区	緑町、桜木町、青葉町、大和町1丁目、若山町1・2丁目
富岸小学校区	新生町、富岸町、若山町3・4丁目、栄町3・4丁目、大和町2丁目
若草小学校区	美園町、若草町、上鷺別町
鷺別小学校区	鷺別町、栄町1・2丁目

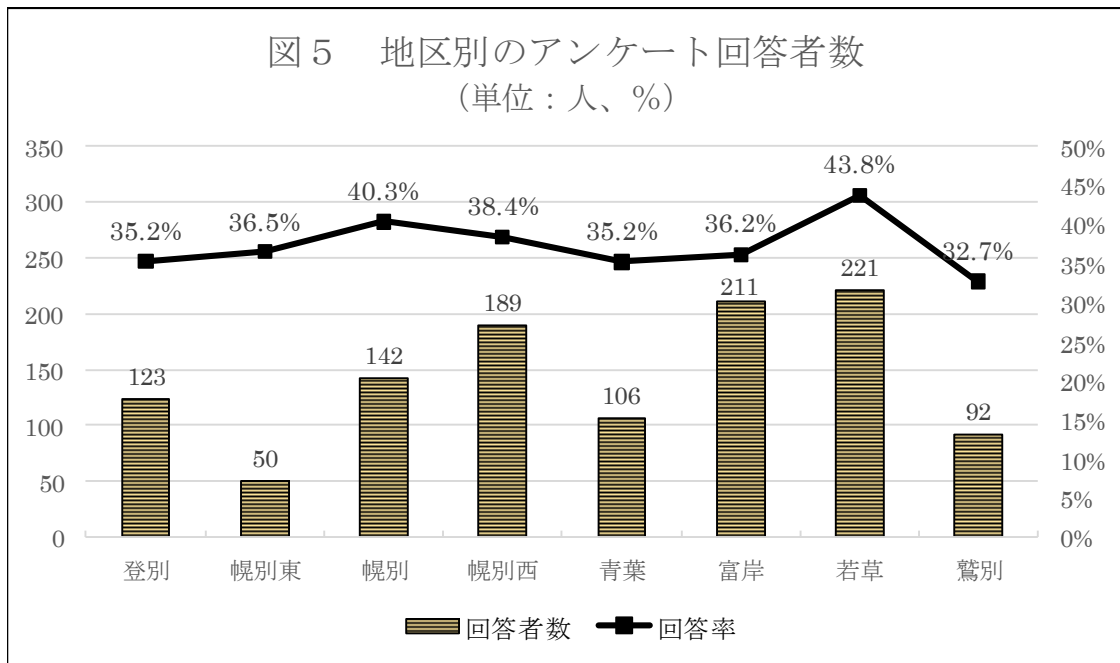
⑨アンケート回答者の概要

70歳代までは年齢が高くなるにつれて回答率と回答者数が多くなる傾向があり、すべての年代で男性より女性の回答者数が多くなっています。



回答者の住んでいる地域を小学校区ごとに区分すると、若草小学校区の回答者数が一番多く、幌別東小学校区の回答者が一番少なくなっています。

また、各地区への送付者数に対する回答率は、若草小学校区が最も高くなっています。



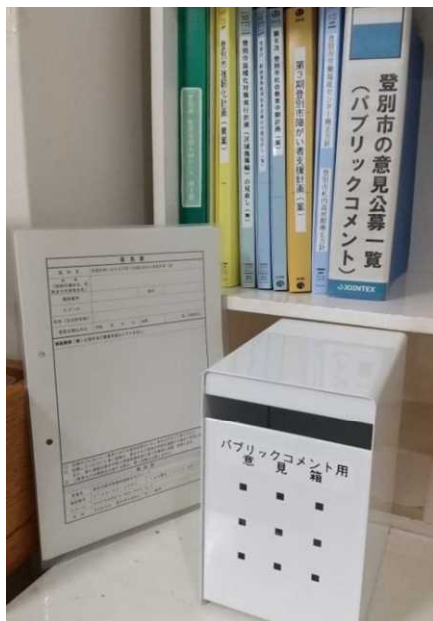
(5) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

①実施期間 令和4年1月4日 ~ 令和4年2月3日

②実施方法

- ・計画素案の公表：市公式ウェブサイト上での公開、公共施設等での素案の設置
- ・意見の回収方法：電子メール、郵送、ファクシミリ、意見箱



[パブリックコメント用意見箱等]

5 計画の進捗管理

計画の具体的な推進に当たっては、市民や各種団体、事業者、社協との連携・協力が不可欠です。

また、本計画を実効性があるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要となることから、地域福祉計画評価委員会（仮称）を設置し、適切な進捗管理を行っていきます。

具体的な評価の手法としては、登別市総合計画第3期基本計画における関連項目の数値目標の達成度など定量的な指標による把握の他、「きずな計画」における評価結果等を参考として、市民の意識の醸成や行動の変化、関係機関との連携の状況などにも着目し、地域福祉の推進に関する取組の進捗状況について総括的な評価を行います。